

泉南市中学生自死の重大事態の調査に係る報告書

(要約版)

令和 6 年 5 月 28 日

中学生自死の重大事態の調査に係る第三者委員会

目次

第1	事案の発生と委員会設置の経緯	3
1	自死事案の発生	3
2	当委員会の設置と調査及び答申	3
第2	市長の諮問と委員会の活動	3
1	委員会の構成	3
2	市長の諮問	4
3	当委員会の調査の目的及び方針	4
4	委員会の開催 (WEB会議を含む)	5
5	委員会の調査	5
第3	事実の経緯	6
1	事実認定の方針	6
2	在籍した学校	6
3	家族及び出生以降の経緯	6
4	死亡まで	7
(1)	平成29年度 (当該児童小学校3年、兄小学校5年)	7
(2)	平成30年度 (当該児童小学校4年、兄小学校6年)	9
(3)	平成31年 (令和元年) 度 (当該児童小学校5年、兄中学校1年)	12
(4)	令和2年度 (当該児童小学校6年、兄中学校2年)	13
(5)	令和3年度 (当該児童中学校1年、兄中学校3年)	16
5	死亡後	25
第4	自死に至るまでの関係者の対応並びに自死の背景及び原因	28
1	学校及び教育委員会並びに母の対応について	28
(1)	兄の5年生の授業での出来事	28
(2)	兄及び当該児童に対するいじめについて	31
(3)	令和2年5月以降、学校が当該児童への対応の方針の変更を行ったこと ..	34
(4)	校長の初めての家庭訪問について	35
(5)	修学旅行に向けての取組	36
(6)	小学校の卒業式	37
(7)	小学校6年時のその他の対応	37
(8)	小学校での出来事を記した手紙を読むことを、中学校に要求した件	38
(9)	中学1年生時の転校の要望	38
(10)	まとめ	39
3	自死の背景及び原因について	39
(1)	調査の方針	39
(2)	子どもの自殺の現状と動機	40
第5	自死後の関係者の対応	45
1	条例委員会に関する対応状況について	45
2	基本調査に関する問題点について	46
3	自死後における遺族への対応に関する問題点	47

第6 再発防止に向けての提言	48
1 いじめや自殺防止の学習会の開催	48
(1) 教員だけでなく、保護者や地域住民を対象とした研修の実施	48
(2) 児童生徒を対象としたいじめの学習の機会	48
2 本報告書を使った教職員の学習会の開催	48
3 教員の不適切な指導があったときの対応基準の作成	49
(1) 不適切指導に対する対応基準の整備	49
(2) 不適切指導が発生したときの対応マニュアル作成の提言	49
4 学校のより良い組織体制の構築に向けて	49
(1) 教員の生徒指導・教育相談に係る研修のさらなる充実	49
(2) 「学校いじめ防止基本方針」の点検と周知	49
(3) 情報連携の強化と若手教員の育成に向けたメンターチームの導入	50
(4) 学校現場における業務改善に向けた総合教育会議での継続した協議	50
5 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの活用について	50
(1) 泉南市教育委員会などに、心理職や社会福祉職の配置	50
(2) スクールロイヤーの活用	51
6 子どもの権利に関する制度の見直しと実効化	51
(1) 泉南市子どもの権利に関する条例	51
(2) 子どもの最善の利益を図るための制度の実効化	51
(3) 子どもの人権救済機関の設置	51

本報告書における呼称について

本報告書においては、亡くなった生徒を「当該児童」、その兄を「兄」、その母を「母」、その父を「父」と各略称している。

本報告書は、令和6年5月31日の配布にあたりマスキング処理を行ったものです。

調査報告書

第1 事案の発生と委員会設置の経緯

1 自死事案の発生

令和4年3月18日、泉南市在住の中学1年生の当該児童が同市内において自死により命を落とすという大変痛ましい事件が発生した。

2 当委員会の設置と調査及び答申

遺族は市長が設置する第三者調査委員会による調査を要望した。これを踏まえ、9月22日、教育委員会は、「いじめ防止対策推進法」第28条1項の重大事態として対処することとし、基本調査報告書を同法30条第1項による市長への報告として提出した。

そのうえで、令和5年1月27日、市は、「泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例」第19条に基づき、泉南市いじめ再調査委員会を市長の附属機関として設置した。同委員会は、「いじめ防止対策推進法」第28条第1項の規定による調査の結果及び児童生徒がその生命または身体に著しく重大な被害を受けた事案に関する事項について必要な調査審議を行うこととされた（第20条）。

このように、市は、当委員会を「いじめ防止対策推進法」第30条2項の再調査の組織と位置づけているが、遺族は当委員会を、同法第28条第1項を調査するための組織と考えており、両者の見解に食い違いがある。

令和5年1月27日、当委員会は、第1回委員会において市長から調査事項の諮問を受けた。当委員会は、この諮問事項をもとに約1年4ヶ月の間、調査・検証を行い、このたび答申として本報告書を提出するものである。

第2 市長の諮問と委員会の活動

1 委員会の構成

（1）委員

委員長	宮島 繁成	大阪弁護士会
委員長職務代理	岡田 敏之	日本生徒指導学会

大松 美輪	日本学校ソーシャルワーク学会
武田 さち子	一般社団法人 ここから未来
土井 智也	和歌山弁護士会
深谷 薫	和歌山県臨床心理士会
山室 和彦	一般社団法人 日本児童青年精神医学会

(2) 調査補助員

大久保 貴則	大阪弁護士会
上安 涼子	和歌山県臨床心理士会
成瀬 史織	大阪弁護士会

2 市長の諮問

- (1) 生徒が自死するに至るまでに、学校及び学校外において、当該生徒に何が起きたのかを明らかにすること。
- (2) 生徒が自死するに至るまでの関係者の対応状況を明らかにするとともに、その対応が適切であったかを考察すること。
- (3) 生徒の自死の原因、背景について考察すること。
- (4) 生徒の自死した後における関係者の対応状況を明らかにするとともに、その対応が適切であったか考察すること。
- (5) 前各号において明らかになった事実及び考察から、再発防止に関する提言を行うこと。

3 当委員会の調査の目的及び方針

本事案は、当該児童から直接話を聞くことができず、また遺書など自死の原因を推し量る直接の資料が存在しないため、多数の関係者及び資料から当該児童の生前の生活や心理などを検証することとなった。

まず、当委員会は、原因をできる限り適正に分析するためには、自死に至るまでの客観的な事実を正確に把握する必要があると考えた。しかしながら、重要な事実について学校側の説明と遺族の説明が異なっている箇所が多数存在し、しかも本人から話を聞くことができないことから、多くの関係者の話や記録をもとに、時間をかけて一つ一つ事実を洗い出す作業を行った。

それを前提に、学校をはじめ関係者の対応状況について検証を行い、当該児

童の自死の原因を検討した。

以上の調査・検証にあたっては、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（いずれも文部科学省）を参考にした。

また、市は、平成24年10月、「泉南市子どもの権利に関する条例」を制定した。同条例は、条例の目的、子どもの権利の尊重など14条から成っている。泉南市子どもの権利条例委員会（以下「条例委員会」という）は、子どもの権利に関する識見を持つ有識者等の委員で構成され、子どもの権利条例市民モニターと協力連携しながら、条例の運営状況及びこの条例に基づく事実等の実施状態について定期的に検証を行い、市長は、委員会の検証の結果を広く市民等に公表することとされている。

調査・検証にあたってはこれらの指針及び条例も参考にした。

4 委員会の開催（WEB会議を含む）

第1回 令和5年 1月27日（金）

↓

第40回 令和6年 5月20日（月） 計40回

5 委員会の調査

（1）ヒアリング（教員には管理職を含む）

家族、親族、小中学校教員、指導主事等 延べ44名

（2）検討資料

基本調査報告、指導記録メモ、泉南市子どもの権利条例委員会報告等

128点

（3）アンケートの実施

ア 実施日 令和5年6月13日

イ 対象者 泉南市立y中学校中学3年生

（4）相談機関への照会

生前、当該児童が連絡して相談を行ったとされる相談機関に対して、いつどのような内容の相談があったのか照会を行った。

このうち、大阪法務局人権擁護部からのみ内容について回答があった。

第3 事実の経緯

1 事実認定の方針

- (1) 客観的基準に従って作成された書類に記載されたもの（生徒名簿、カリキュラム等）。
- (2) 議事録等、その場でまたは直後に作成された書類に記載された内容であって、誤りを含むものとみるべき特段の事情がないもの。
- (3) 各関係者からの聞き取りや説明の内容が主要な部分において矛盾していないもの。
- (4) 関係者からの聞き取りや説明の内容が他の資料や聞き取り・説明内容と矛盾する場合であっても、以下のいずれかの条件を充たす場合。
 - ア 聞き取り対象者もしくはその関係者にとって一般的にみると不都合な内容を説明しているもの。
 - イ 内容が具体的かつ詳細にわたる、もしくは他の複数の資料や聞き取り内容と共通している等の事情によりその内容が信用できるもの。
 - ウ 聴き取りや説明の際、質問者の誘導や威迫がなく、記憶に基づく自由な説明が可能であった等の事情によりその内容が信用できるもの。
 - エ 以上により認定された事実から、委員の知見に基づいて論理則・経験則により合理性をもって推論できるもの。

2 在籍した学校

- (1) 泉南市立x小学校
- (2) 泉南市立y中学校

3 家族及び出生以降の経緯

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

4 死亡まで

- (1) 平成29年度（当該児童小学校3年、兄小学校5年）
- (12月)
- 授業が始まって5分くらい経過したとき、兄の担任Gが廊下にいた兄を見つけ、教室まで連れて行った。担当の教員Fは、兄を座らせて、クラス全体に、「ニート」「どろぼう」という意味の言葉を使いながら、他の児童に対し、兄を例に出して、このままだと将来ニートのようになるかもしれないと問いかける形で指導を行った。教員Gはこの様子を見ていたが、注意しなかった。
- (1月)
- 担任を含む教員らが当該児童宅を家庭訪問した。そのときに、教員らは、当該児童の家族が年末年始に食事をしているとき、兄が、世の中はいいことがない、生きている価値がないと発言したこと、この出来事を知ったと聞いた。
 - 翌日、校長は教員Fを校長室に呼び、教頭とともに事情を聞いた。校長は授業に遅刻したこととニートなどとはまったく関係ないことであると指導し、一対一で兄と話をするよう伝えた。
 - 翌週の日曜日、兄のアドレスから泉南市に以下のメールが届いた。

「小学校の教師は、子供達の前で、お前は障害者やから将来仕事もできひんから引きこもりニートになると言ったのに、謝罪すらせす、顔も見たくなく、授業も受けれなくなつた。子供には何を言ってもいいんですか？子供の人権はないのですか？これって言葉の虐待やのに、何の問題にもされないなら、マスコミにいって判断してもらいます。」
 - 翌月曜日、教育委員会指導課は校長に連絡し、校長、教員Fら4名の教員が当該児童宅を家庭訪問した。母に対して、この授業での出来事は校内で

共有していること、教員Fには管理職から厳しく指導をしていること、教育委員会にもすぐに報告をしていることを伝え、校長と教員Fが頭を下げて謝罪した。塾から帰った兄にも謝罪した。クラス全体への説明を行うべく準備していたことは母に伝えなかった。

- 翌日朝、父は、学校に電話をして、兄に間違ったイメージがついた、クラスへの指導はどうするのかと伝えた。
校長と教員Fは、朝の学習の時間に、教室で、兄への不適切な発言を謝罪した。これを廊下で聞いていた教員は、きちんと謝っていないと感じた。校長も不十分な謝罪であったと考えて、教員Fを指導した。
- 母と教育委員会指導主事が電話で話をした。教員Gがいたのになぜ見過ごしたのか、クラスへの謝罪と説明もこちらから促してようやく実現しており自発的ではなかった、兄が家庭訪問時に許したから終わりと考えている、学校は隠蔽しようとしているのではないかという内容だった。
- 指導主事は、校長に電話して、母から聞いた話を伝えた。
- 教員Gの立会いの下で教員Fと兄が話し合った。
- 校長、教員F、教員Gらが家庭訪問し、再度説明と謝罪を行った。途中で父も帰宅した。見守りと指導を継続することを伝えた。

(2月)

- 指導主事が母に電話連絡した。母は、家庭訪問での教員Fの発言は言い訳にしか聞こえない、教員Fは自分の発言を文章に書き起こして、一言一言が人にどんな影響を与えるのか、振り返るべきだと言って文書で反省するよう求めた。
- この日、兄は、教室内で、朝から机を倒したり、本を投げるなど様子が不安定だった。
- 教員Gらが家庭訪問した。母に兄の一日の出来事を伝え、興奮を抑える薬を服用するよう勧めた。
 - 兄は、教員Fに卒業式での役割を申し出た。

(3月)

- 兄の申し出に対して、教員Fは「あなたは無理」という感じで断った。これについて教頭は教員Fに注意と指導を行った。

- 母はこの件について指導主事に電話をし、兄がどれだけがんばっても結果は同じだと申し入れた。
- これに対して、指導主事は、教員 F には教育委員会と学校が連携して、授業改善や生徒指導について継続した指導を行っているところであると説明した。
- 当該児童は、6年生の児童から、兄は障害なのか、兄はおかしいと言われることが多くなり、母がそのことを教員 E に伝えた。その教員 E は当該児童に聞き取りを行ったが、当該児童はこのときの聞き取りを威圧的に感じた。
- これらの出来事について、教育委員会は大阪府教育委員会に報告を行わず、教員の人事についても言及しなかった。

(2) 平成30年度（当該児童小学校4年、兄小学校6年）

(4月)

- [REDACTED]
- [REDACTED]

(5月)

- 教員 E は、兄の話を聞いてほしいと言って兄を校長室に連れて行った。兄は、5年生の授業での出来事について、教員 F はすでに終わったことと考えているようだが、自分の中ではまだ終わっていない、校内で教員 F に会った時に「(私の授業に) 何で来ないの?」と言われたことに腹が立った、その授業の評価を他の教員にしてほしいと訴えたが、学校は対応しなかった。また、教員 F の授業に出たくないと言えた。
- 翌日、母は、同様の内容をメールに書いて市に送った。
- 当該児童は、兄に対し、クラスで新聞作りをしているときに、ゴミを圧縮するハンマーのことを言うと、他の児童から「ハンマーなんてない」とからかわれたことを説明した。母はこれを聞いて、当該児童に、家で話を聞くから学校に行かなくてよいと伝えた。
- 兄は、学校に対して、当該児童がいじめられているから学校に行きたくないと言っていたと伝えた。

- この件で、教員が家庭訪問を行った。その際、当該児童は、6年生の男子に「アホ」「死ね」「カス」と言われた。学校の池に飛び込もうとした、本当に死のうとは思っていないが、それぐらい腹が立った。1週間前にも同じことを言われたと説明した。
- 教員は6年生の児童の顔の写真を見せて確認したが、当該児童は「この中にはいない」と答えた。

(6月)

- 下校時に当該児童が怪我をした。兄弟の担任らが家庭訪問を行い、当該児童に5、6年生の写真を見せて怪我をさせた相手を尋ねた。当該児童は写真から相手を特定することはできなかった。

- [REDACTED]

(8月)

- 当該児童は人権推進課に電話をし、次のような説明をした。
 - ・ 兄は、去年、先生に悪口をクラスのみんなの前で言われて、その授業に入れなくなり、その後は担任と一緒に授業を受けている。
 - ・ 6年生になってもその先生は変わらなかつたので、今も担任の先生と一緒に授業を受けている。
 - ・ 学校の先生は家まで来て話をして謝ってくれたけど、兄はまだ納得していない。
 - ・ 兄は友だちがだんだん少なくなり、自殺したいと言っている。
 - ・ 学校の先生はごまかそうとして話を聞いてくれない。
 - ・ 兄はその先生が変わってほしいと思っている。
 - ・ 兄とその先生が仲良くなつて絆を深めてほしい。
- 人権教育課指導主事、教育委員会学務課長が家庭訪問した。当該児童は次のような説明をした。
 - ・ 兄とその先生の信頼関係を取り戻してほしい。
 - ・ 兄の友だちが減ったので戻してほしい。
- 教員Eらが家庭訪問をした。当該児童は次のような説明をした。
 - ・ 登校日に熱中症ぎみになったのに、保健室まで様子を見に来てくれなか

った。下校時に声をかけてくれなかつた。

- ・ [REDACTED]
- ・ 教員 F には自分も良く思われていないのではないかと不安。兄は卒業するが、自分は教員 F と 2 年間いなければならぬのが不安。
- ・ 学校内で兄が障害者であるように言われた。誰が言ったのかはわからなかつた。

この日、当該児童が登校後にいなくなつたので、教員が手分けして探した。

(9月)

- 当該児童は、同じクラスの児童 c らから「あほ」「ちび」と言われ、その後学校を出て祖父の家で泣いていた。児童 c は当該児童に言ったことなどを謝つた。
- 授業前、兄は、児童 d から「タッチして」と言われ、身体に触れたところ、児童 d はその手を他人になすりつけた。学校の聴き取りで児童 d は事実と認め、学校は双方を指導した。

(10月)

- 大阪法務局人権擁護部に、当該児童と兄の名前でミニレターによる相談が届いた。

(11月)

- 同じクラスの児童 c らは、当該児童に対し、風呂に入つてないと言つた。授業終了後、当該児童と他の児童が取つ組み合いになつた。その際、近くにいた児童 c が当該児童に「くさい」と言つたので、当該児童が児童 c の顔をげんこつで殴り、止めた教員を足で蹴つた。

(12月)

- 同じクラスの児童 g が、体育の授業のときに、当該児童を倉庫に閉じ込めようとして扉を閉めた。その際に扉の鍵が壊れた。

(1月)

- 放課後、当該児童が南海電車の踏切遮断機を乗り越えようとしていると学校に連絡が入つた。教員らがかけつけたときにはその場にはいなかつた。

(2月)

- 兄は、学校に対し、当該児童が同じクラスの児童 g から暴力を受けている

と訴えた。これを受けて教員が家庭訪問し、母、兄、当該児童に事情を確認した。

(3) 平成31年(令和元年)度(当該児童小学校5年、兄中学校1年)

(4月)

- 教員Iは、異動してきてすぐに5年生を受け持ち、当該児童の担任になった。
- 母は次のメールを市長に送った。「x小学校を何とかしてほしい。校長も先生もおかしい。府警へも府教委にも言ったけど、ダメだった。頼れるのは市長さんだけ。」、(祖父に給食代の支払を求めたことについて)「いじめのことは何もしてくれないので、集金だけする。」
- 当該児童は学校で背部痛を訴えた。その際、当該児童は、学校に、6年生4人から「友だちいてないんか」と言われ、「友だちなんかいらんわ」と言い返したと説明した。

(5月)

- 午前8時頃、当該児童は、駅前設置の公衆電話から110番に電話をして、学校の先生の体罰が怖くて学校に行けないといった内容の話をした。
 - ・ x小学校に通っているが、先生が体罰するせいで登校できない。
 - ・ 2年ぐらい前に兄が学校の先生から体罰を受けたことがあって、そのことを知っているので学校の先生が怖い。
 - ・ 今年の5月くらいに学校が怖くなって授業中に逃げ出したときに先生に見つかり、投げ飛ばされたことがある。
 - ・ 体罰は、一昨年は兄が先生から、去年は兄が教員Iから、今年は自分がM先生から受けた。
 - ・ 今年受けた体罰は今年5月中。家の近くで先生に見つかって、M先生に「学校に戻れ」と言わされたけど、僕は嫌だと断った。断ったら、先生に両腕を掴まれて投げられた。左スネに怪我(すり傷)をした。

(夏休み前から2月終わりまで)

- 教員Iは、ほぼ毎朝、午前7時20分に家庭訪問を行い、夏休み中や夕方にも訪問することがあった。

- 訪問後、一緒に登校する機会が増えたが、3学期に入ってからは、本人がなかなか行く気にならなかったり、母の話を聞いたりして時間が長引くようになり、朝の会や1時間目の授業に間に合わないことが増えた。

(4) 令和2年度（当該児童小学校6年、兄中学校2年）

（4月）

- 小学校の校長が交代した。新型コロナ感染拡大のため学校は様々な対応が必要になった。
- 令和2年度は、学校は、校長の指示により、担任は当該児童を自宅まで迎えに行かないこととした。このため、教員Iは母に迎えに行くことができないと伝えた。また、この年度からは母もしくは当該児童が電話しても折り返しの電話がなく、日中かけても今出られないと言われることが多くなった。

（5月）

- 初旬から、兄は、同じクラスの生徒iから、悪口を言われたり、叩かれすることがあった。教員が確認すると、兄は仕返しが怖いと言ったため、学校は注意して様子をみて、その場で指導するようにした。
- 当該児童は登校しなかったので、教員Jが2度家庭訪問し、祖父宅で当該児童と話した。その際、教員Jは、当該児童に対して、正常授業が始まる6月1日まで休もうとしているのか尋ねた。
- 校長、教員I、教員Jは家庭訪問を行ったが、不在だった。後に教員Iが電話したとき、母は、教員Jが6月まで学校に来なくていいと言ったと返答した。
- 教員I、教員Jらが家庭訪問を行った。母は、インターホン越しに、6月まで学校来るなと言ったのは学校側だと説明した。母は新しい管理職が顔を見せて対応しないことについて批判した。
- 校長、教員Iらが家庭訪問した。校長は、母から前校長からの引継ぎを聞かれ、「いろいろ聞いています」と答えた。また、「いろいろお母さんにお叱りを受けたことは聞いている」「警察も1回来たことがあるが、体罰ではないというふうに解決したと聞いている」「誤解があったことも聞いている」

「お母さんは学校の中のことって見えませんよね」「(教員Fについては)本当に不備があったら処分される」などと説明した。そのほか、当該児童の説明に対して「(教員Jはそのようなことは)言ってません」と話し、当該児童に同意を求めるなどした。

- この頃から、学校は、校長の指示で、訪問は2人で行い、その際には録音を行うこととした。令和3年2月までの間、計121回の家庭訪問を実施した。

(6月)

- 教員Iらが家庭訪問し、インターホンで当該児童と話をした。登校してほしいと言うと、当該児童は来たら警察を呼ぶと答えた。
- 教員J、教員Iらが家庭訪問を行った。夕方、兄から、教員Iからの電話がほしいことと、明日の朝、教員Iに家庭訪問に来てほしい旨の電話があった。
- 教頭、教員Jが家庭訪問を行った。母は教員Iではないことに激怒した。インターホンで当該児童と話をした。当該児童は不法侵入、警察を呼ぶと言い、そのほか修学旅行のことについて話をした。
- 教員J、教員Kが家庭訪問を行い、当該児童と話をした。このとき教員Kが封筒で当該児童の肩をトントンと叩いた。当該児童は暴力罪で訴えると発言した。これに対して教員Kは「ごめんごめん。やらんわ。もう。」と笑いながら答えた。

(7月)

- 兄は、学校に対して、当該児童はまだ他の児童から嫌がらせを受けていると説明した。

(9月)

- 学校は6年生の児童・保護者に対し、「令和2年度修学旅行 再提案への参加希望調査について」という案内を送った。

(10月)

- 母は9月の案内に対して参加すると書いて返信した。ただし、当該児童を単独行動させること、教師が声をかけないことを記載した。
校長は、ホテルの自分の部屋を当該児童に譲り、自分はカプセルホテルに

泊まってでも参加させたいと考え、単独行動させる、教員が声をかけないという条件については、足の速い教員を増員したり、居場所がわかるキッズ携帯を追加契約するなどの対応を考えていた。

- クラブ活動の時間帯に、当該児童が正門の前に現れて、学校から配布したプリント類を門の中に投げ捨てた。
- 母は学校に、条件に対応できなければ修学旅行に行かないと伝えた。
- 修学旅行前日の午前、当該児童は修学旅行の集合時間を電話で学校に尋ねた。その後、学校は「修学旅行の契約について」という書面を作成して当該児童宅の郵便受けに投函した。この書面には、代金の入金が確認できなかつたこと、これまで2回の家庭訪問時に条件が整わないので参加しないという保護者の意思を確認したこと、一昨日に当該児童本人の修学旅行不参加の意思を確認したことから、「学校としても大変残念ですが、ご入金のない状態では、旅行会社との契約ができず、今回の修学旅行への参加はしていただけませんのでご了承ください。」と記載されていた。
- 当該児童は、修学旅行に参加しなかった。

(1月)

- 母は、届いた中学の就学証明書を学校に着払いで送り返した。

(3月)

- 当該児童の学年の卒業式が開催された。当該児童は欠席した。卒業式では当該児童の名前は呼ばれず、欠席者1名と報告された。
当日、教員Iが家庭訪問を行った。当該児童の卒業証書や教材等を入れた白いカバンを母に渡そうとしたが、母は受け取らなかった。
- 別の日に、校長らが家庭訪問を行ったが、母と会うことができず、祖父の家に行って卒業証書が入ったカバンを渡し、給食代の集金を行った。
- 中学校の教員Uは母に対し兄のことで電話をした。その際、母は、当該児童のことで、小学校との引継ぎや、小学校のときの担任の先生から悪く言われていないか心配していると説明した。
- 令和2年度においては、4月は新型コロナ感染拡大のため臨時休校、5月は分散登校となり、6月から通常登校となった。当該児童は出席0日、欠席186日であった。

- y 中学校入学生引継ぎ資料には、当該児童について、「6年生は不登校で1日も登校できていない。休校期間中に教職員に「6月まで登校しなくていい」と言われたと、事実ではないことを主張し、登校をしていない。もともと母の学校への不安もあり、登校への意欲も低い。毎朝、児童生徒支援加配や通級の先生が登校支援をしたり、放課後担任などが家庭訪問したりしたが、登校する意欲はない。重要な書類を届けても、学校に破りに来たり、送り返したりし、学校への拒否反応を示した。卒業証書の受け取りも拒否した。」と記載された。

(5) 令和3年度（当該児童中学校1年、兄中学校3年）

（4月）

- 当該児童はy中学校に入学した。
- 入学式前日、担任になった教員Sが家庭訪問して、中学校の入学式の連絡と担任の紹介を行った。
- 入学式当日、当該児童は母と一緒に登校し、入学式に参加した。
- 始業式の日、当該児童は登校しなかったため、教員が自宅まで迎えに行き、その結果当該児童が登校した。

この日以降、当該児童が登校しない日は、学校は、朝から登校を促すために午前中に1回、給食の喫食を促すために昼前に1回、自宅に迎えに行つた。

登校した際、教室に入って授業に参加することはなく、学年職員室での個別学習がほとんどであった。

- 当該児童は学校で飼育していたイモリの世話をすることになった。餌やりや水槽の掃除を行い、ゴールデンウイーク（教員Sは夏休みと記憶している）も自宅に持ち帰って世話をした。
- 教員は、家庭支援課に連絡して岸和田子ども家庭センターの対応歴があるかを聞いてもらいたいと相談した。
- 家庭児童相談室から問い合わせたところ、岸和田子ども家庭センターの対応歴はなかった。子ども家庭センターは、対応可能な相談内容なら家庭児童相談室に入ってほしいと回答した。

- 母は、担任に対して、小学校の対応が許せないと何度か話をした。卒業証書をもらっていないこと、6年生の教科書を卒業式の日にまとめて初めて渡されたこと、修学旅行に参加できなかったこと、6年生の担任に家の事情で朝は迎えに行けないと言われ、一日に一回昼間にインターホンを鳴らすだけになったことなどを伝えた。

(5月)

- 母は、電話で、指導主事に、小学校にペナルティを与えてほしい、学習面のサポートをしてほしいと要望した。
- 自宅で当該児童と兄の兄弟喧嘩があった。当該児童が包丁を持ち出し、兄はフライパンを持って対抗した。
- 学校はQ U (Questionnaire-Utilites) を実施した（学校生活における児童生徒個々の意欲や満足度及び学級集団の状態を想定する検査。学校・学級生活への不適応、不登校、いじめ被害の可能性の高い子どもを早期に発見するために有効とされている。児童生徒に対して一斉に心理的な側面を質問用紙を用いて調査する）。当該児童は「学級生活不満足」群に属しており、承認得点は最下位だった。学習意欲は20点満点中9点、友人との関係、教師との関係、学級との関係、進路意識は最低、教師との関係は、悩みを相談できる先生がいる、気軽に話ができる先生がいる、先生の前でも自分らしく振舞っているは「1」、担任の先生とうまくいっているは「2」、学級の状況としては、「私語や逸脱行動、学級内の人間関係の緊張感で、学級が学習環境として不適切な状態になっていることが想定されます」というコメントがあった。

これについて、教員は、同クラスは朝学習もまじめにやっており、授業も成立していたので、学習しにくい環境ではなかったと評価していた。

- 先日の兄弟喧嘩の件について、教育委員会は大阪府教育委員会のスクールロイヤーに相談をした。教育委員会は、スクールロイヤーから助言された内容について、直ちに中学校と情報を共有した。
- 教員Sが家庭訪問をした際、母は、当該児童が学校に行きたくない理由として、兄が3年の生徒（氏名不明）に突き飛ばされたところを当該児童が見ており、当該児童が「兄の弟か」と言われたことを心配していると説明

した。

その後、兄と関係する3年生の生徒から聞き取りを行ったところ、トラブル等はなく、学校はその生徒の発言に悪意がなかったと判断。後日、教員Sは当該児童に対して3年生に指導したことを伝えた。

- 兄は、教員に、生徒mにやられて指が痛いと説明した。教員が生徒mに聞き取りをしたが、事実は確認できなかった。同日、整形外科で骨折が診断された。母は市民病院に連れて行って診察を受けた。
- 教員Sが自宅に当該児童を迎えて行ったところ、登校を渋る当該児童に対して母が「お前も兄みたいになるんか」と言った。母は小学校が問題を終わりにしようとしていることについて不満を述べた。
学校は、この日のことを家庭児童相談室に相談した。

(6月)

- 学校は全校生徒を対象にいじめのアンケートを実施した。当該児童は、通級指導教室において個別指導を受けており、落ち着いて学習することが課題であったことから、筆記によるアンケートは行われなかった。
担当教員は、個別指導における会話により、当該児童がいじめを受けていないと確認し、友だちとの関係で困ったり、嫌に感じていることなどを当該児童から聞いていないと記録した。
他の生徒が回答したいじめアンケートからは当該児童に関するいじめの記載は確認できなかった。
- 中学校において当該児童の小学校の卒業証書を授与した。
- 母は、教育委員会に対して「昨日の卒業証書授与の時も結局説明がないのでメールしています。あれから小学校とはどうなり、今後どのようにになりますか？もしかして授与したことで、問題解決のつもりではないですね。小学校にどのように指導し、どういう反応で今後どうしていくか、明確に返答してください。」というメールを送った。
- 同日、指導課長は母に電話をかけ、卒業証書を渡したことでの終わりとは考えていないこと、教育委員会は子どもたちの学習保障のために中学校をしっかりとサポートしていくと伝えた。その際、母は、兄の5年生の授業の授業での出来事に対する教員への指導のあり方を尋ねたため、指導課長は、

当時の校長及び教員に対して、行き過ぎた指導であった点について口頭注意を行ったと回答した。それに対し、母は、当時指導に関わったすべての教員に謝罪文を書かせて、それらを自宅まで持ってくるよう求めた。

- 小学校の校長室で、小学校の校長及び教頭、スクールソーシャルワーカー サポーター、指導課長の4名が話し合った。その際、校長は、教員に謝罪文を書かせることはできない、これまで何回も自宅に伺い謝罪を重ねてきた、母が家から出てこなかつたり、教員が罵声を浴びせられたりして、精神的にも肉体的にも大きな負担を強いられていることから、毎日朝晩の家庭訪問の回数をこれまでから減らす措置を行ったと述べた。スクールソーシャルワーカーサポーターも、この母のケースは、先生が疲弊するだけなのでまともに対応してはいけない。一人一人の先生に謝罪文を書かせてもこの問題は解決しないと発言をした。

(7月)

- 終業式があった。1学期は全70日中、出席42日、欠席28日であった。42日のうち22日が遅刻相当であった。

(8月)

- 大阪法務局人権擁護部に、当該児童の名前で母のメールアドレスからメールによる相談が届いた。兄の5年生の授業での出来事、修学旅行、卒業式のことなどが記載されていた。
- 指導課長と母が電話で話をした。母は、兄の5年生の授業での出来事で小学校が謝罪文を出さないことについて不満を述べ、謝罪文を出さないのであれば、教育委員会が小学校の教員を処分するよう求めた。それに対し、指導課長は、すでに当時の校長への厳重注意と当該教員への指導を行ったこと、小学校としても当時何度も自宅に行って何度も謝罪を行うなど誠意をもって対応したという報告を受けていること、小学校としてはこれ以上に謝罪文を書くなどの対応はできないと述べていることなどを伝えた。
- 母は、大阪府に以下のメールを送信した。

「市の教育委員会と電話で話しましたが、やはり前回同様の定期的に困っている事を聞くだけの一点張りです。何の解決もなく、困っている事だけ聞くのは、悪質だと思います。ほんとうに学校とグルで、私の家族を笑い

ものにしかしていない態度。しかも以前同様グダグダ？してゐる間に卒業で追い出して終わらせようと企んでゐるのが、明白です。腹立たしくて仕方ないです。」

母は、この日以降、令和4年3月までの間に、府に対して計158通のメールを送った。

- 母は、電話で、指導課長に対し、当該児童は小学校でも中学校でも「少年院帰り」と言われいじめに遭っていること、小学校の教員が処罰されずにいることで当該児童が人間不信となっていること、2学期からも学校に行くことができないことを話した
- 校長、教頭、教員、スクールソーシャルワーカー、指導主事、コミュニティソーシャルワーカー、家庭児童相談室が当該児童の家族についてケース会議を行った。

(9月)

- 母は大阪府に対して同じ内容のメールを3日連続で送った。内容は、「泉南市の教育委員会は、1日1回電話をしてくるだけで、しかも母が忙しい時間を伝えているのにあえてその時間にかけてくるため、母は電話に出られなかつたことをいいことに、話し合いをする気がないとしか思えない。」「教育委員会は小学校の肩を持ち、母の子どもに対するしつけが悪いとして、勝手にがんばってと言って電話を切つたため、話にならない。」「こうやって、ずるずると先延ばしにして、卒業させ、ほったらかしにする作戦なんだと思います。小学校もその手を使つています。」というものであった。
- 指導主事は母に電話をした。母は、現在、当該児童は友だちから「少年院帰り」と言われており、このことは担任に伝えている、誰に言われているかは、当該児童も言わないのでわからない。
- 指導主事は、家庭児童相談室と面談して母とのやりとりを報告した。また、今後は指導主事が週に1回程度電話する方針となったこと、当該児童がNPOに相談したことで市議会議員に話が伝わり、教育部長と参与が市議会議員に話をしに行つたことなどを報告した。
- 当該児童は、教員Sと母に対し、3年生から何か言われて背中を叩かれたと説明した。ただし、3年生の誰かを具体的に特定することはできなかつ

た。教員は殴られたのではなく、あいさつ程度のスキンシップであったと判断し、当該児童が学校の廊下ですれ違ったときに直接相手と話ができると述べたので、「1日待つ」と言った。

その翌日、当該児童は加害生徒と会って話が普通にできたと話した。

- 指導主事が母に電話して、児童扶養手当の手続ができること、母に会って話がしたいことを伝えた。母は、お金のことは優先順位が一番低い、小学校の教員への指導が不十分であるとの主張が間違っているなら言ってほしい、間違っていないなら、きちんと指導してほしい旨を伝えた。
- 母は、大阪府教育委員会に対して、3日にわたり「市の教育委員会は話にならない。結局、途中で勝手に切って終わっている。息子の進路応援もすすめられず、手遅れがますます手遅れ。卒業させて終わりにするよう思う。決して誠意ある対応ではなく、ますます不信感でしかないです。ほんとちゃんと指導してください。」というメールを送った。
- 教育委員会は、大阪府教育委員会に緊急支援チームの派遣の検討を要請した。
- 指導主事は母に電話をした。母は、先週、兄の同じクラスの生徒から当該児童が叩かれた、当該児童は叩いたのが誰か言わないと話した。兄と当該児童に対してまわりの子の印象が変わるような取組みをしてほしいと話をした。

(10月)

- 指導主事、校長、教頭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、大阪府教育委員会指導主事、大阪府教育委員会スクールロイヤー、緊急支援アドバイザーなど計12名が参加したケース会議が行われた。
- 教員Sが母に電話し、同日、家庭訪問した。再度、岸和田子ども家庭センターへ相談に行った方がいいと伝えたが、母は大事にしたくないと言って断った。
- 指導主事が母に電話した。母は、毎日、x小学校出身の生徒が声をかけてくれない、障害者という噂が立っている、学校では別室にいるが居心地が悪い、学校の先生は家庭訪問に来ていない（インターホンを押していない、履歴が残っていない）など話をした。

(11月)

- 教員Sが家庭訪問に行った。母は、当該児童が小学校のときに登校しなかったことについて、周囲から「少年院に行っていたから学校に来れなかつた。」「少年院帰り」と言われ、いじめられていると伝えた。
そのうえで、当該児童は、その解消方法として、なぜ小学校に行くことができなかつたのかを1年生の生徒に伝えてほしいと要望した。具体的な方法として、手紙をもとに生徒に説明してほしいと要望した。この手紙は、母が平成30年3月から令和2年6月までのできごとを作成した4頁のものであった。
教員Sは、学校に持ち帰って管理職と相談したいと伝えた。
- 教頭と教員Sが家庭訪問した。母に対し、教育委員会及び管理職と話し合った結果、母から渡された手紙を読むことはできないと伝えた。母は納得せず、今後は学校からの電話に出ないと伝えた。
- 当該児童は、この日以降、令和4年2月まで登校しなかつた。
この間、学校は、基本的に1日2回の家庭訪問と電話連絡を行い、家庭訪問時にプリントを郵便受けに投函した。教員Tは2月末までほぼ毎日家庭訪問を行い、ときどき当該児童と会って話をしていた。
- 指導主事と母が電話で話をした。母は、遅くとも同日までには、阪南市の中学校に転校させてほしいとの希望を伝えた。

(12月)

- 指導主事は母に電話した。指導主事は、転校について、教育委員会としては原則として居住地の校区にある学校に通ってもらいたいと考えていることを伝えた。これより前に指導主事は、校長から学校としてはもう少し学校に来てもらえるようにがんばりたいという意向を聞いたので、教育委員会としても転校を進めることは考えていなかった。これに対して、母は、阪南市の教育委員会は、転校は可能だが泉南市の教育委員会が動かないと無理であると言われていると伝えた。
- 2学期の終業式が行われた。

当該児童の登校は全84日中29日、29日中遅刻相当7日であった。

(1月)

- 指導主事が母に電話した。母に対して、つばさ（教育支援センター）に通室する話をしてよいかと尋ねたが、母は、当該児童は興味を示さないだろうと答えた。
- 母は指導主事に電話した。母は、給食費が今も引き落とされていること、兄が「ぶた」「死ね」「うざい」などと言われていじめられたことを伝えた。
- この頃、当該児童は、叔母に対して、「友だちは仕方がないとしても、自分を助けてくれるおとながいない、先生に訴えても聞いてくれない、自分を助けてくれる存在がいない。」と話した。

（2月）

- 給食前の時間に教員Tが家庭訪問した。この後、当該児童は約3ヶ月ぶりに登校した。通級指導教室で給食を食べ、昼休みに、兄、教員T、教員Sらとトランプをして遊び、教員Sらと会話した。
そのときは翌日も学校に来ると発言したが、その後は一度も登校しなかった。
- 教員Tは、家庭訪問したとき、当該児童から、来ないでほしいと強く言われた。その後は、亡くなるまで、教員Tを含め、教員は誰も家庭訪問せず、当該児童と会うことがなかった。

（3月）

- 大阪府緊急支援チームの会議が開催され、中学校、教育委員会、家庭児童相談室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどから計11名が出席し、当該児童、兄、母への支援のあり方について助言を行った。
- 兄を含む3年生の卒業式が行われた。
- 指導主事が母に電話をした。母は、給食費がまだ返金されていない、教育委員会が議員秘書に母のことをモンスターペアレントと言っていると聞いた、当該児童は「少年院帰り」と言われており、泉南では話が広がっていると思う、転校しても制服代がないなどの話をした。
- この頃、教育委員会は、以前に母が相談していた国會議員の秘書と協議していた。その結果、転校を進める方針となっていた。しかし、自宅から近いt中学校を想定しており、泉南市内での転校が可能であることを母に伝

えた。ただし、中学校名は伝えなかつた。母は転校のことを当該児童に伝えた。

○ 母は、寝る前に、当該児童に翌日は仕事を休むと伝えた。当該児童はなぜと尋ねたので、母は、翌日は兄の高校の合格発表があり振込などに行く必要があるからと答えた。当該児童は少し考え、明日の予定を変更すると話した。母が何の予定か聞いたが当該児童は答えず、「ママには借りがあるから」と言って母の肩を揉んだ。当該児童は2、3ヶ月に1回程度、母の肩を揉むこともあり、母は特に不自然には思わなかつた。

○ 兄の高校の合格発表があり、母が自宅のパソコンで合格を確認した。当該児童は階段のところにおり、合格したことを知ると喜んでいた。その後家族で昼食を食べに行く話になつたが、当該児童は嫌がり、「自分は家で食べる」と言った。しかし、母が説得し、一緒に食べに行った。

母から見て当該児童に変わつた様子はなく、6月に発売予定のゲームソフトの話を楽しそうに話しており、「6月になつたら絶対買ってもらう」と言つてゐた。当該児童の誕生日は12月であったが、令和3年12月の誕生日は、このゲームソフトを買ってもらうためにプレゼントをもらわなかつた。

○ 18日朝、母は仕事に出かけ、自宅には兄と当該児童が残つた。

午前10時頃、当該児童は、兄に対して、「遠いところに行ってくる」と言って家を出た。夜になつても当該児童が戻らなかつたため、兄は母に連絡し、これを聞いた母は警察署に相談した。そして、当該児童の写真を渡すなどして捜索を依頼した。

○ 19日朝、通行人が、

当該児童を発見し、警察に通報した。午後4時ないし5時、母は警察から連絡を受け、当該児童の死亡を写真で確認した。警察は、死亡推定時刻は3月18日の午前10時から午後6時の間と説明した。

5 死亡後

(3月22日) 警察署は学校に当該児童が亡くなったことを伝えた。校長は教育委員会に報告を行い、小学校長に連絡した。

当該児童の叔母から教員Tに連絡があり、遺族の希望で学校からは教員Tのみが葬儀に参列した。

教育委員会は、教育長、教育部長ら5名、学校から校長と教頭の合計7名による調査委員会を開催した。指導課長は、母の携帯電話に4回電話をするがつながらなかった。

(3月23日) 指導課長は母の携帯電話に3回電話するがつながらなかった。

指導課長、指導主事、校長、教員の4名が当該児童宅を訪問した。兄がインターホンで対応したが、話をうかがいたいという申出に対し、改めてくださいと返答した。教員が別の機会に複数回インターホンを鳴らしたが応答はなかつた。

(その後4月4日まで) 教員が何度か家庭訪問し、インターホンを鳴らしたが反応がなかつた。

(4月7日) 校長が母と電話で会話をした。母は、「第三者委員会を立ち上げてほしい。」旨を述べた。

(4月13日) 府緊急支援チーム派遣が加わって第5回調査委員会が開催された。同会議は基本調査及び詳細調査の必要性を確認し、大阪府教育委員会スクールロイヤーは、本件は自死案件として4月中には基本調査を終え保護者に説明をすることが必要であるとアドバイスした。

(4月22日) 中学校名義で、同日付の基本調査報告（案）が作成された。

(4月28日) 指導課長は母に電話をかけたがつながらず、その後指導課長が母に電話したところ兄が電話口に出たため、弔問させてもらいたい、基本調査をしているので確認してほしいと伝えた。

(5月3日) 母は、条例委員会の副会長宛にメールを送信した（副会長が受信を認識したのは5月6日である）。

(5月9日) 条例委員会の会長は母にメールを送信した。

(5月12日) 条例委員会は臨時会を開催し、当該児童の自死について条例委員会として検討を行い市長に報告することが適切であるとの決定を行った。

(5月19日) 午後6時から午後9時まで、条例委員会の分科会メンバー4名が当該児童の自宅を訪れて弔問し、母から話を聞いた。

(5月26日) 条例委員会が令和4年度第1回委員会を開催した。条例委員会は、教育長に対して「泉南市子どもの権利に関する条例第16条に基づく要請書」を提出し、その中で教育委員会に対し、当該児童の自死に関する基本調査の報告や、教育委員会や学校の対応等について報告を求めた。

また、条例委員会会長は、同委員会の席上、教育委員会が一方当事者の立場にあることから条例委員会の事務局の一端を担う人権推進課が窓口となることを提案した。

(5月30日) 条例委員会は、教育長及び教育部長に対し、条例委員会への参加を要請する書面を送付した。

条例委員会会長が教育委員会に電話し、指導主事が応答した。条例委員会会長は、母は自死の公表を望んでいること、母が教育委員会からの度重なる電話をやめてほしいと望んでいること、第三者的な窓口が必要なこと、条例委員会が母との窓口になつてもよいことなどを伝えるとともに、教育長や教育部長にも伝えてほしい旨述べた。

(6月2日) 条例委員会は令和4年度第2回委員会を開催した。

教育部長及び総合政策部参与は、本件に関し人権推進課が窓口となるという提案は受け入れられない旨回答した。

教育部長は、この委員会に出席し、当該児童の自死について教育委員会会議で報告も審議もされていない旨述べた。

(6月7日) 条例委員会は、教育長に対し、「泉南市教育委員会に対する意見表明（第一次）」と題する文書を提出了。

(6月16日) 条例委員会は令和4年度第3回委員会を開催した。

条例委員会事務局は、市長報告について、7月1日午後3時に条例委員会が市長と面会して年次報告書を提出することで日程が整ったと連絡した。

(6月18日) 条例委員会は、教育長に対し、「泉南市教育委員会に対する意見表明（第二次）」と題する文書を提出了。

(6月29日) 教育長は、条例委員会会長に対し、メールにより文書を送信した。内容は、「条例委員会として得た情報を当該保護者に伝えていることは守

秘義務違反となる可能性が高い事案であり、委員会の運営方法が適切であるか疑義が生じているため、現在予定している条例委員会の開催と市長報告は適切ではないと判断されます。つきましては、事務局としての対応を致しかねます。」というものであった。

(6月30日) 教育長は、条例委員会会長に対し、メールにより文書を送信した。内容は「条例委員会として得た情報を当該保護者に伝えていることは、「泉南市子どもの権利条例委員会規則」第8条により明確な守秘義務違反と確認されました。同条例第16条第4項による今回の報告は、その作成過程で重大な守秘義務違反が認められますので、報告案件の性質を考慮すると市民等への公表は不適切であるため、貴委員会からの公表を前提とした報告については、誠に遺憾ながら受け付けられません。したがって市長への面会もお控えください。」というものであった。

(7月1日) 条例委員会の委員5名が報告書を持参して市役所を訪れた。事前に教育委員会から提言を受けていた市長は、報告書を受け取らなかった。

(7月8日) 条例委員会は特別研究会を開催し、自ら第10次泉南市子どもの権利条例委員会報告書を公表した。

(7月18日) 条例委員会は、市長に対し、第10次泉南市子どもの権利条例委員会報告の受理、教育委員会の問題への対処、第三者委員会の設置等を求める書面を提出した。

(7月21日) 教育長は、条例委員会会長に対し、一連の教育委員会の動きについてお詫びする文書を送付した。

(7月24日) 条例委員会は、教育長及び教育部長に対し、文書を送付した。

(8月2日) 条例委員会は、市長に対し、「第10次泉南市子どもの権利条例委員会報告」を提出した。

(8月3日) 母の代理人弁護士が、市長と教育委員会事務局を訪問した。

(8月24日) 市は、代理人弁護士に対し、基本調査報告書を送付した。

(9月22日) 令和4年第9回泉南市教育委員会定例会が開催され、当該児童の自死について、「いじめ防止対策推進法」第28条第1項により重大事態として対処するため、基本調査報告書を市長に報告することを決定した。

(9月26日) 市議会において、本件に関する第三者委員会を市長部局において

て設置すること等を内容とする関連議案が成立した。

(9月29日)中学校は学年集会を開催し、生徒に対して本件に関する説明を行った。同日、「保護者の皆様へ 市立中学校在籍生徒の自死事案について」と題する文書が教育委員会から保護者に配布された。

(10月3日)教育委員会と中学校は保護者会を開催し、教育長と教育部長は保護者に本件に関する説明を行い、質疑応答が行われた。質疑応答においては、自死公表に関する遺族の確認がとれず、8月23日によく自死公表の意向確認ができた旨説明した。

第4 自死に至るまでの関係者の対応並びに自死の背景及び原因

1 学校及び教育委員会並びに母の対応について

(1) 兄の5年生の授業での出来事

問題点

(ア) 学校の初期対応

この件については、即日管理職に報告し、その日のうちに対応しなければならない重大な事案である。しかし、この事案を校長が知ったのは、発生から1か月以上経過した年明けの1月中旬である。聴き取りでは、少なくとも2、3日後には生徒指導主事や教頭には伝わっていたとのことであるから、その情報がすぐに校長に届かなかったとすると、それぞれの教員がこの事案の重大性を認識していなかったからと言わざるを得ない。また、些細なことでも気になることがあれば報告・連絡・相談を重視すべき学校組織のあり方についても振り返る必要がある。

また、校長がこの事案を知ってからの家族への対応も後手に回っている。校長は1月中旬の水曜に教頭と共に教員Fを指導しているが、そうであれば即日家族へも対応すべきところである。学校からの連絡がないことに不信感を抱いた家族が翌週の日曜に泉南市に苦情のメールを送り、翌日月曜に、指導課はそのメールの内容を学校へ伝えているが、その連絡があってからの家庭訪問、謝罪になっている。このことからも、管理職も事の重大性に気づいていなかった、または軽視していたと言わざるを得ない。

原因のひとつとして、管理職をはじめ、教育委員会指導課において、体罰で

はなかったことから、これが児童に対する重大な人権侵害であるという認識が足りなかった。そのため、記録や報告、指導のあり方についても、おざなりにされていた。

さらに、教員Fによる兄への暴言がクラスの児童全体に問いかけるように行われているのであれば、クラス全体への説明や謝罪が必要であることは明白である。学校としては、クラス全体への説明と謝罪を行うべく準備はしていたとのことではあったが、父からの電話による指摘後に行っている。このことについても、兄の保護者からすると、指摘されたから行ったという学校側の消極性がさらなる不信感に繋がった。

また、教員Gから少なくとも2、3日後には、この情報が他の教員に伝わっているのであれば、管理職が即日教員Fを指導した上で家庭訪問を行うことは、この2名の若い教員を守ることにもなった。ところが、その指導と謝罪は年明けになったこと、教員Fの謝罪も不十分であったことなどから、兄や保護者の怒りは増していき、教員Fのさらなる反省と学校の責任を求めることになる。

(イ) 活かされなかった過去の教訓

教員Fが兄に対して行った行為は、児童へのハラスメントであり、4年前の体罰と同様、児童の心を傷つけるだけでなく、その後の成長にも大きな影響を与え、児童の尊厳や人権を著しく侵害する行為である。しかも、他の教員が近くにいたにも関わらず、この行為を止められず、家族からの連絡で管理職が知ることになったのも4年前と同じである。

また、今回の小学校教員の聴き取りから、4年前の体罰事件と不適切な対応については、その後の教職員への周知も不十分であることがわかった。

(ウ) その後の学校の対応

教員Fのその後の兄への対応について、卒業式の役割に関する兄からの申し出に対し、「あなたは無理」などのような表現で返すなどの対応については疑問が残る。この役割において、兄は教員Gに支えられながら練習を重ねてきたという。兄のこの努力に対して、教員Fも教員Gと共に励まし、評価していれば、結果としてその目標が叶えられなかつたとしても、兄も納得できたかもしれない。また、それが信頼回復のチャンスでもあった。このことが、兄が6年生になった際の「教員Fの授業の評価を他の教員にしてほしい」「教員Fの授

業に出たくない」との発言に繋がっている。この点においても、普段からの児童への声のかけ方、励まし方、合理的配慮も含め、学校組織としてキャリアの浅い教員を支えることができなかつた。

(エ) 学校からの視点と教育委員会の対応

学校側からすると、家庭訪問を繰り返して兄本人や保護者への謝罪、クラス全体への謝罪、教員Fに対する指導、そして、その後の教員Fの授業への入り込み指導等、行うべきことはすべて行ったという感覚があると考えられる。また、教員Fを同小学校で成長を促したいとの校長の思いもあり、新年度も教員Fは同小学校で兄のクラスの指導を継続して行うことになった。そして、学校も教育委員会もこれ以上の教員Fの反省文等については必要なしと判断していた。つまり、学校はこれまで誠意をもって対応してきたにも関わらず、本人や母には一向に納得してもらえないと考えたため、この母を理不尽な要求を繰り返す対応困難な保護者、そして、家族の病状や兄弟喧嘩等を踏まえて支援の必要な家庭としての対応になっていく。

たしかに、学校としてはやるべきことはやったという意識はあったかもしれないが、それは客観的な側面に重点を置いたものであって、決して兄の傷つきやその保護者の心情に添ったものではなかった。さらに、すべて後手に回っていたことや教員Fの反省が足りないと認識もありながら、この件において、その後は特段の対応をしてこなかつた。

また、教育委員会の対応においても、母との電話でのやり取りを学校に伝えたり、助言を行ったりはしていたものの、この1～3月の時点において府教委への報告を行なった記録もなく、人事についての言及もないことを踏まえると、この問題を上述のように、児童の心を傷つけるだけでなくその後の成長にも大きな影響を与える行為、児童の尊厳や人権を著しく侵害するハラスメントとして捉えられていなかつたと言わざるを得ない。したがって、教育委員会においても、十分な対応ができていたとは言い難く、そして、4年前の体罰事件の教訓が活かさせていたとも言い難い。

(オ) この出来事が当該児童に及ぼした影響

兄については、当然のことながら、教員に対する不信感と共に、友だち等周りからの目を気にするあまり、教室に入りづらくなつていった。

当該児童においても、人権推進課に電話をして、兄が「友だちもだんだん少なくなり、自殺したい。」と言っていることなどを訴えたり、教員Fに自分も良く思われていないのではないかと思ったり、兄は卒業するが、自分は教員Fと2年間いないといけないと不安を担任教員らに訴えている。

それだけではなく、この出来事は母に大きな不信感を抱かせ、その後に起きる出来事の学校の対応により、さらなる不信感と怒りを増大させていくことになった。この出来事が起きる前の母を知る教員の中には、この母の変化に対して、すごく関係が良かったことを知っているだけにショックだったと言う者もいる。

当該児童は自我が確立する年齢に達していなかったため、当該児童と母の間には緊密な関係性が築かれており、母の意識や行動は当該児童の意識や行動に大きな影響を及ぼしていた。この事件の後、当該児童の感情は、母の学校に対する感情に同調するようになった。結果として、母と学校の関係の悪化は、当該児童と学校の関係に直結することになり、これ以降の両者の関係に大きな影響を及ぼすことになった。

（2）兄及び当該児童に対するいじめについて

ア 概要

当該児童については、調査で確認できたものだけでも、「兄は障害なのか、兄はおかしい。」と言われた、ゴミを圧縮するクレーンを「ハンマー」と思い込んでいたことを友だちにからかわれた、同級生から「ちび」と言われた、同級生から「風呂に入っていない」「くさい」と言われた、倉庫に閉じ込められた、同級生に悪口を言われた、突き飛ばされ怪我をした、校内で兄が障害者であるように言われた、「あほ」「ちび」「死ね」と言われた、上級生の6年生から「友だちいてないんか」と言われた、上級生の3年生から何か言われて背中を殴られた、「少年院帰り」と言われたなど多数ある。

イ いじめに該当すること

3年以上前の出来事であり、加害者や目撃者から事情聴取することもできず、現時点では正確な事実関係を把握することはできない。しかし、当該児童の説明に基づいて学校において記録として残されているもの、もしくは生徒のアン

ケートの結果から確認できたものであり、内容は通常児童生徒の心身に苦痛を与えるものであるから、いずれも「いじめ防止対策推進法」のいじめに該当すると考えられる。

なお、このうち一部の事象について小中学校はいじめと認定しておらず、教育委員会にも報告していない。はっきり事実と確認できないことを理由にするもので、いじめに対する対応として十分なものとは言い難い。

ウ いじめの背景～兄の5年生の授業での出来事

平成29年12月、兄が5年時の授業のときに、教員が他の児童がいる教室の中で兄を名指しで指導したことは、他の児童及び保護者に向けて、兄が「変わった子ども」「問題がある子ども」であることをいわば学校が公認した形になり、同時に、当該児童についても「変わった子どもの弟」「問題がある子どもの弟」という眼で見られるきっかけを作ることになった。

学校としては、このような事態を作ってしまった以上、直ちにこの指導を撤回・修正し、兄と当該児童の立場の回復を図るべきであったが、前述の通り、管理職が知り、教室で児童に指導の誤りを説明したのは1ヶ月以上を経過してからであった。また、十分な説明を行っていない可能性がある。

このような空気を感じてか、兄と当該児童は他の児童とのトラブルは増え、これと相応するように2人がいじめを受ける機会も増えていった可能性がある。

エ 当該児童の心配と学校外への直訴

当該児童は4年生時の8月、人権推進課に電話をして兄のことについて相談した。

また、当該児童の学校での立場は、4年生になった後も変わらず、いじめは続いた。これに応じて、当該児童は、教室に入ろうとしなかったり、校外に出て祖父の家に行くなどを繰り返した。もはや学校を居場所と感じることができなくなっていた。

5年生時の5月、当該児童は警察署に110番の電話をかけて相談した。この頃の当該児童の悩みは教員の体罰についてであった（体罰については事実として確認はできなかった）。

小学生が、母のアドバイスがあったにせよ、市役所や警察に直接連絡して、

おとなに自分の困りごとを訴えるというのは極めて異例な事態であって、この頃の当該児童の不安と悩みはピークに達していたと考えられる。何より相談を受けるべき学校が、当該児童から信頼されていなかつたことを示すものであった。

オ 小学校のいじめに対する対応

学校はいじめを確認するたび対応していた。ただし、例えば、上級生からいじめを受けたとき、教員は、上級生の顔写真を見せて、加害者を特定するよう求めていた。しかし、知らない相手との短い時間のできごとなので、その場で写真を見てこの人だと特定するのは相当難しく、特定できなければそれで指導は終わり、あるいは事実でないかのように扱われた。学校としてそのつもりはなくとも、少なくとも当該児童はそのように感じたと思われる。

兄と当該児童も注意の対象になっていたが、兄の5年生の授業での出来事があるだけにより深く注意し、十分配慮すべきだったところ、時間をかけて解決を探る、2人のためにチームを作つて対応する、教員が交替して様子をモニタリングする、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと情報共有を行うといった対策をしていたことは確認できず、少なくとも兄や当該児童に対してもいつも見守っているという安心感を与えるまでには至つていなかつた。

学校は、兄、当該児童、母に対して特別な対応が必要な家族という認識・態度を持つようになっており、この兄弟を守るという意識を十分持つことができなかつたのではないかと思われる。

合わせて、当該児童と母からすると、学校のいじめ対応の不十分さは、学校が安全な場所でないと感じさせ、両者の間の溝をさらに深めた原因のひとつであったと考えられる。

カ 中学校進学後

当該児童と母は、中学進学を機にリセットしたいという気持ちもあり、教員の迎えがあつたにせよ、小学校6年時にくらべると登校の頻度も増えた。

しかし、5月には兄が生徒に突き飛ばされ、これを目撃した当該児童が「こいつ（兄）の弟か」と言われたり、3年生から何か言われて背中を殴られたりすることがあつた。

学校は当該児童の訴えをもとに指導を行つたが、突き飛ばした上級生に悪意

はないと判断して注意をしたり、背中を殴られたことをスキンシップと判断したりしている。しかし、悪気があるかどうか、スキンシップかどうかでいじめの指導を終了させることは問題があり、とくに当該児童と兄についてはこれまでの経緯を踏まえた十分な配慮と説明が必要だったと考えられる。

学校は、6月に、全校生徒を対象にいじめのアンケートを実施した。しかし、担当教員は当該児童がいじめを受けていない、友だちとの関係で困っていたり、嫌に感じたりしていることなどもないと記録した。このアンケートは、他の生徒と異なり、当該児童については通級指導教室で担当教員の質問に答える形で行われた。まずは他の生徒と同様に筆記の方法で回答させ、その上で個別に聞くことができれば別の回答が得られた可能性がある。

キ 「少年院帰り」

当該児童は小学校もしくは中学校のときに、同級生から「少年院帰り」と言わることがあった。

令和5年6月13日に当委員会が実施したアンケート調査において、以下の記述があった。

- ・ 小学校でも〇〇さんが「少年院帰り」と言っていた。(当該児童)は嫌がっていた。
- ・ 「少年院帰り」などとも言っていた。あまりうれしくなさそうだった。
- ・ 小学生の時、廊下で△△くんが(当該児童の)お兄さんを「少年院帰り」とずっと言っていた。怒っていた。

教員Sは、当該児童が中学校に入学したばかりの4月に、当該児童が学校に行けていなかった時に、同じ学年の生徒から「少年院に入っていた」などと言われていることを母から聞いていた。また、指導主事も、母から、当該児童が「少年院帰り」と言われていることを聞いていた。

これについても、前述の通り、アンケート調査などにより事情を把握することにより、いじめとして対応する必要があったと考えられる。

(3) 令和2年5月以降、学校が当該児童への対応の方針の変更を行ったこと

問題点

学校が方針を変更した理由は以下の3点である。

- ・当該児童を迎えることにより、担任が朝礼や授業に間に合わなくなることが起こる。これにより、学級での対応ができず、他の児童が不安を感じるようなことがある。
- ・コロナ禍の対策として、朝、担任は教室で待って子どもたちを迎えることになった。
- ・担任の個人的事情として、子どもが保育園に入るため、送っていく必要があった。

ただし、代替案として、放課後に対応することとした。

母は当初、この方針の変更について一定の理解はしていた。しかし、その後は、母は折り返しの電話がないことについて不満を持つようになり、当該児童も同様に担任から見捨てられたという感情を持つようになった。

学校が方針を変更した上記の理由には一応の合理性はあり、むしろ前年度の学級担任の対応はやや過剰とも言えるものであった。

しかし、方針を変更するのであれば、当該児童や母との入念な話し合いが必要であった。十分な納得や互いの妥協点を見出すことなく、学校が一方的かつ急な変更を行なったことには問題がある。

(4) 校長の初めての家庭訪問について

問題点

(ア) 訪問の時期

当該児童6年生時の新校長が母と会えたのは、5月21日に教員Iらが家庭訪問した際、母に管理職が出てきて対応していないことを強く非難された翌日であった。

この時期、学校は新型コロナへの対応で多忙を極めていたため、訪問が遅くなかったことはやむを得ない面がある。しかし、兄の5年生の授業での出来事への対応に、2年経ってもまだ母も兄も納得していないことは聞かされており、校長が変わったことで引継ぎに不安を抱いているであろう保護者に対し、この時期まで何も連絡をとらなかつたことは学校として問題があつたものと思われる。

(イ) 校長の説明及び対応

この日の引継ぎについての母の質問に対して、初めは「いろいろ聞いている」と答えるのみで、その後も、兄の5年生の授業の問題はすでに解決しているかのような返答を行なった。

校長としては、引き継ぎ事項をすべてそのまま話す必要はないが、保護者との関係を今後どのように構築していくべきかの目的意識を十分持っていたかについては疑問が残る。

また、校長は母の会話を遮るように、当該児童に話しかけたり、当該児童が主張する内容を「(教員Jはそのようなことは)言ってません」と断定したり、また当該児童にも同意を求めるなど、思いや言い分をしっかり聞こうとせず、教員がそのような発言をするはずがないという結論だけを押し付ける形となつた。

(5) 修学旅行に向けての取組

問題点

母は、当該児童が修学旅行に参加する条件として、単独行動を認めることを求めていた。一方、学校にとっては、修学旅行は日常とは違う環境での宿泊を伴う行事であり、安全の確保を万全にしておかなければならぬ大変な緊張を伴うものである。このため、このような母の要求に対して、不安を持つのは十分理解できるが、学校はこれまで当該児童に対して参加を促し続け、単独行動を行なった場合の方策として、携帯電話の契約や足の速い教員の増員なども考えていた。

そして、当該児童は知人からの説得もあり、出発の前日に学校へ参加と集合時間を確認する電話をかけた。このことからすると、この時点で当該児童は参加する意思を持っていたものと考えられる。したがって、学校としても、可能な限り参加を認める方向で対応すべきであったのであるが、当該児童の電話の後に、参加を断る事務的な手紙を投函している。このことから、当該児童と母は驚き、落胆したものと考えられる。

学校は参加を呼びかけているのであれば、一貫した対応を行うべきであり、内部での協議や対策も十分行っていなかつたのではないかと考えられる。

この後、学校は、当該児童と一度も話すことができなくなった。

(6) 小学校の卒業式

問題点

卒業式に、在籍児童が欠席している場合、名前を呼ばないということは、事前に本人や保護者からの希望があればそのような選択もあり得るが、通常はあり得ない。しかも、その判断を担任個人が行っており、管理職への相談や学校としての話し合い等もなかつたことは問題である。

友だちから「自分の名前は呼ばれなかった。」と聞いた当該児童は、孤独感と焦燥感を感じ、そして、さらに学校への不信感も増大したものと思われる。

(7) 小学校 6 年時のその他の対応

問題点

(ア) 教員 J の発言とその後の対応

6 月まで来なくていいというのは当該児童もしくは母がニュアンスを異なつて受け取った可能性が高い。しかし、その場合であっても、教員が一方的に、当該児童の言っていることは嘘あるいは間違いであると決めつける態度は決して望ましくない。このような言葉や態度は、すでに教員への不信感を抱いていた母子の態度をさらに硬化させたと思われる。

この点については、小学校から中学校への引継ぎ書に、当該児童は「事実ではないことを主張する。」などと書かれていたことにより、中学校は、当該児童や母の訴えに対して先入観を持っていた可能性がある。

(イ) 教員 K が当該児童を封筒で叩いた件

関係性が良ければ、教員 K の行為は、本来、大きな問題になるようなことではない。しかし、すでに教員への不信感を表明して不登校となっている当該児童に対しては不適切な行為だった。

(ウ) 当該児童の卒業証書や教材等を祖父宅に預け、祖父より集金を行った件

学校としては、家庭訪問を繰り返してもカバンを受け取ってもらえない状況に困惑していたことは理解できるが、これは事務的で短絡的な行動であると言わざるを得ない。いったん卒業証書を持ち帰って保管し、後日授与式を行うか、

教育委員会などと連携した対応や母と関係性のある人の仲介等も試みるべきであった。

また、集金については、母は、諸費を払ってしまうとこれまでの問題をなかつたことにされるという思いがあり、払わないことを学校との交渉の手段と考えていた。そのことが正しい方法だったかどうかについては疑問が残るもの、祖父に金銭を請求することは避けなければならなかつた。

（8）小学校での出来事を記した手紙を読むことを、中学校に要求した件 問題点

母においては、これまでの経緯の中で学校に対する不信感が募っていたことは十分理解できるが、当該児童のことを第一に考えるならば、登校できなくなるような関係に陥ることを回避するために、自分の感情を抑え、もう少し冷静になって、学校との話し合いに応じるべきであった。学校がこの手紙を読めないと言った理由に耳を傾け、互いに話し合いながら代替案を探るべきであった。

また、学校としても、このような申入れがあった場合、なぜそのような申入れを行うのか、もっと当該児童のつらさに寄り添うべきであり、小学校時代の体験について、本人が今もつらいと感じていることに理解を示した言葉がけが必要であった。学校や教育委員会は、再度、なぜ当該児童が教室に入りづらいのか、小学校の対応を客観的に振り返りながら、「少年院帰り」と言われる疎外感について、本人の立場に立った対応と姿勢を示す必要があった。

（9）中学1年生時の転校の要望 問題点

12月、指導主事は、もう少し学校に来てもらえるようにがんばりたいという校長の意向を聞いて、転校を進めることは考えていないと母に伝えている。しかし、「少年院帰り」などと噂されていることに対する改善策を示すこともなく、学校が何をがんばるのかも明らかにされていなかつた。

教育委員会においては、このケースは「泉南市立学校児童生徒の指定校変更及び区域外就学の許可基準」における「いじめ等の解消を図るために、就学指定校の変更を認める場合」もしくは「教育的配慮からやむを得ないと認められる

場合」に相当するものと判断できたと考えられる。

教育委員会は、以前から母が相談していた国会議員の秘書と協議を行い、3月中旬（当該児童が亡くなる数日前）には、転校を進める方針としていた。しかし、自宅から近い中学校を想定し、泉南市内に限り転校が可能であることを母に伝えた。それは当該児童にも伝わった。

しかし、当該児童や母にとっては、泉南市内には「少年院帰り」などの噂が広がっているものとの思いから、阪南市の中学校への転校を切望していたため、この連絡には非常に落胆したものと思われる。

（10）まとめ

以上述べたとおり、当該児童は、兄の5年生の授業での出来事をきっかけに、まわりから孤立し、いじめを受ける機会も増えていった。小学校はこのような状況を改善しようとしたものの十分な成果を上げることができず、母の不信感と怒りは軽減されることができなかった。6年生時の小学校の方針変更、校長の親子への説明、修学旅行の不参加などによって、母の小学校に対する感情はますます悪化していった。これに対して、柔軟な対応をとることがなく、関係性の改善を図ることができなかつたため、小学生だった当該児童は母の影響を強く受けて学校を居場所と感じることができなくなっていた。

中学校進学後、学校との関係は少し改善したものの、長い間にわたって積み重なった不信感が払拭されることではなく、またいじめもなくならない中、1年生の11月の手紙を読むよう求めた件をきっかけに、母と学校との関係は極めて悪化し、ほぼ断絶状態となった。この影響を受け、当該児童と学校との関係もほぼ断絶した。

3 自死の背景及び原因について

（1）調査の方針

当委員会としては、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（文部科学省）にしたがい、当該児童について、自死に追い込まれた心理の解明や適切な再発防止策を提言するため、自死に至るまでの過程を広く調査し、その心情をできる限り明らかにするものとする。

調査によって得た情報をもとに、「子供の自殺等の実態分析」(文部科学省)で挙げられている自殺の原因・動機となった項目をもとに、自死につながる可能性のある要因を網羅的に調査し、さらに時系列に沿って当該児童の心情の推移を検証することとした。

(2) 子どもの自殺の現状と動機

ア 当該児童の心情の推移

(ア) 子どもの自殺の危険因子

自死に至る過程には多様かつ複合的な原因や背景があり、さまざまな要因が連鎖的に作用していることが知られている。警察庁自殺統計原票より厚生労働省がまとめた「自殺の原因と背景について」の分析結果によると、日本の自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、さまざまな要因が連鎖する中で起きている。さまざまな要因とは、うつ病など健康問題、夫婦関係不和など家族問題、職場の人間関係など勤務問題、学業不振など学校問題、交際の悩みなど男女問題、生活苦など経済・生活問題があり、これらが連鎖して自殺行動に至ると自殺の背景が明確にされている。

「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(文部科学省／平成21年)に、自殺まで追いつめられる子どもの心理について、以下の点が挙げられている。

1. ひどい孤立感
2. 無価値観
3. 強い怒り
4. 苦しみが永遠に続くという思い込み
5. 心理的視野狭窄

そこで、上記の文部科学省の指摘を踏まえ、当該児童が自死に至った要因を探るために、当該児童自身の他者との関わりからの特徴から、小学校3年時から自死に至るまでの心情の推移を経時的に捉え考察していくなかで、自死に至った多様かつ複合的な原因や背景、そしてその連鎖していく様を検討することとする。

(イ) 当該児童の他者との関わりの特徴について

当該児童は関心のある分野の知識や語彙力は同年齢の平均以上に高かった

可能性があり、「子ども六法」を熟読するなど法律に関心が高く、決められたルールを守ることに敏感で「こうでないといけない」といったこだわりともとれる行動が見られていた。また、幼少期から人見知りが強く、自分から積極的に関わりを求めていくというよりは、いたずらなどの試し行動で、相手の反応を見て判断するところがあった。母に心配をかけたくないという気持ちが強く、母に学校であったことを尋ねられても、話そうとしないところがあった。これらのことから、自身の困っていることや不安な気持ちなどを他者と共有することは苦手だった可能性がある。また、当該児童は目の病気を患っており、幼少期に7、8回の手術歴がある。同級生から、このことについて揶揄されたためかどうかについては明確ではないが、その当時から友だちは常に1、2名程度であり、小学校低学年より同世代の友人関係が乏しかった。このように、同世代の友人関係と体験を共有できる経験が極端に少なかったことが、その後の当該児童の対人関係における礎を築いたのであろう。

(ウ) 学校との関係及び当該児童の心情の経緯

当該児童及びその家族は、兄の5年生時の授業での出来事とその後の学校の対応をきっかけに学校に対して大きな不信感を覚えるようになった。学校側は一定の謝罪をしていたが、不信感を募らせる行為の繰り返しにより、兄及びその家族の謝罪への要求水準が増大していき、学校側の対応の道は狭窄し、そして閉ざされていったのである。

当該児童が小学6年生になったとき、学校は担任の朝の家庭訪問は行わない方針に変更した。これにより当該児童は見捨てられたように感じこととなつた。その後も、教員Jとの間で言葉の食い違いがあつたり、校長の家庭訪問時の対応等により、母と当該児童の学校への不信感はさらに増大していった。この頃は、学校への不信感が極度に増大しており、当該児童の心情も5年生のときとは明らかに違い、学校に対して敵意、強い怒りをみてとることができる。

当該児童が中学生になると一転して、少しずつ学校に行くことができるようになる。これには、中学校からは新たな気持ちで通学しようという強い気持ちのほか、中学校としての取組が非常に大きかったと言える。1つ目は、教員Sがイモリの飼育を当該児童と共にを行うことで、次第にイモリの飼育への責任感を持ち登校意欲につながるとともに、この取組を通じて他の生徒との交流にも

つながったことである。当該児童が生き物好きであったことが上手く適合したといえる。実際に、当該児童は休暇中には自ら申し出て、イモリの世話を行ったり、他の生徒と共に帰路につくこともあった。2つ目として、教員Tがほぼ毎日家庭訪問を行い、登校を促し、登校した際には共に勉強や昼食、遊びを通じて当該児童と触れ合ったことである。教員Tのこの取組は、登校意欲に一役買っていたと思われ、当該児童の葬式に教員Tのみ参列してほしいと連絡があった。3つ目として、副担任と当該児童の間で情緒的な交流を行ったことである。小学生6年生時には、封筒による接触を「暴力罪」と訴えていた当該児童を相手に押し合いをして一緒に遊んだり、自身の知っている知識を自ら話す場面も幾度とあった。多くの場面で教員は、当該児童との関わりにおいて苦労していたものの、このような交流を行うことができた場面もあった。これらの取組もあってか、少なくとも当該児童には学校に“行く”あるいは“行ってもいい”理由が芽生え始めていた。

しかし、2学期になり当該児童は次第に学校に再び行かなくなってしまった。当該児童と母は小学生時に「少年院帰り」と言っていたことが登校しづらくなった原因であると考え、小学校時のこと生徒に説明してほしいと学校に要望した。学校はこの要望を断り、これをきっかけに当該児童の不登校が始まった。当該児童及びその家族にとっては、小学校で起こった出来事は決して終わっていない、解決していない問題だったのである。この要望を断られたことにより、当該児童及びその家族は、学校に対する不信感や怒りはより一層高まり、どのようにしても解決できない、この苦しみは一生続くかもしれないという不安や恐怖を生むきっかけになったに違いない。

当該児童と母は、11月頃、「少年院帰り」という噂が学校内だけでなく市内にまで広がっていると不安に思い、市外の阪南市への転校を希望した。これまでの学校側の対応や、母が近所から孤立していた実情からは、それほどまでに疑心暗鬼に至ってしまう心情も理解できる。少なくとも、当該児童と母の心情を察するに、この時点では市外に転校することが苦しみから逃れる唯一の希望であったはずである。しかし、12月1日の時点で教育委員会は母に転校できないと説明し、3月中旬には、転校はできるが市内に限ると伝え、その話は当該児童にも伝わることとなった。この連絡が、当該児童が自死する数日前で

あったことからすると自死に何らか関連する可能性がある。

また、教員Tの家庭訪問の役割も家族との関係性に影響した可能性がある。教員Tに関しては、学校の判断として母の手紙の件に関わっていないこととし、当該児童及びその家族との橋渡し役としての役割を与えられることになった。このため、教員Tは11月以降も当該児童及びその家族と接触することができていた。しかし、当該児童が自死する約2週間前に、当該児童から「入ってくるな。警察に訴えるぞ。」と言われ、自身の判断でいったん家庭訪問をやめることとした。

教員Tとの関係性について問題になることが2つある。まず1つ目は、この行動は小学校の時からみられていた、当該児童の情緒的なコミュニケーションの苦手さに起因する試し行動であったと思われる。当該児童は試し行動することで、そのおとなが信頼できる人物なのかを見極める行為を、小学校から繰り返していた。中学校としても、専門職と相談しながらその行為の意味を理解しておくべきであった。2つ目として、結果的にこのタイミングで家庭訪問は完全になくなり、当該児童と中学校との関わりが完全に遮断されることになった。当該児童は小学校6年時の初めに、信頼していた担任の家庭訪問を急激に減らされたことで「見捨てられた」と感じていたが、中学校でも再び学校から「見捨てられた」という感覚を覚えることになった。当該児童はそれまで良好な関係性を持っていたからこそ、より一層辛い経験になってしまったと考えられる。

当該児童が自死をする前日に兄が高校に合格した。母は、小学校時代は、当該児童の学業面について期待を寄せる発言をしていたが、次第に、学校に行けば勉強できるのに、学校に行くことができないので勉強ができなくなっているという発言へと変遷している。塾には通っていたが、小学校で不登校が長かったこと、中学に入って学校に登校ができていたものの、教室ではなく別教室で教員らとの交流に多くの時間を費やしていたことから、勉強に励む環境としては十分ではなかった。「子ども六法」を読んだり、自分で調べた知識を他者に伝えていたことなど、学業を苦手としていない側面もみられるからこそ、このような環境のなかで次第に学業不振となり、親の期待に沿えない苦悩を感じていた可能性がある。「(母や叔母と同じように) s高校に合格するようにがんば

る。」と発言していたことからは、単純に学業に精進するという強い意気込みとも受け取ることができるが、一方ではどのような状況でも逃れられない運命を自身に言い聞かせているようにも取ることができる。そのタイミングで兄が高校に合格をした。これは当該児童が自死をする前日のことだったので、自死とはまったく無関係とはいえないと考えられる。兄が高校に合格をしたことで、兄と自身との境遇を比較し将来に悲観し、さらにはひとり親家庭で支えてくれている母への罪責感へとつながった可能性がある。

イ 当該児童が自死に至る要因

当該児童は、小学生時から中学校にかけて何度も教員との関係の再構築を試み、教員を信じようと行動しているが、幾度となく不信感を抱き、そして幻滅させられる結果となった。つまり、当該児童が学校への不信を抱く過程は1つの出来事でのみ説明できるものではなく、複数の要因が幾度と重なった結果である。

このような経過のなかで当該児童が自死する1～2ヶ月前に、叔母に対し、友だちは仕方ないとしても周りに信頼できるおとながいないといった趣旨の発言をしている。この苦しみから脱するには、今の学校からの転校だけでなく、市外への転校という選択肢をとらざるを得なかったと推測される。教育委員会から転校はできないと伝えられ、その後の3月中旬に市内に限り転校はできるとなったものの、当該児童や母の希望である市外へ転校するという、この苦しみから逃れる唯一の希望が絶たれたのである。

また、当該児童が自死をする約2週間前に、家庭訪問が完全に断たれてしまったことは、小学校6年時に担任の家庭訪問が急激に減ったときと同じように、学校から「見捨てられた」という感覚を覚えることになった。小学校を通じて幾度も同じような状況を体験し、当該児童にとっては今後も繰り返すのだろう、苦しみが永遠に続くという思い込みに繋がることは容易に想像できる。

さらに、当該児童が自死をする前日に兄の高校への合格が伝えられ、自分の不登校状態による学業不振と相まって、将来への不安のみならず、母に対する自責の念も生じたものと考えられる。

以上述べたとおり、学校や教員への強い不信や敵意が積み重なっていた中で、信頼していた教員との関係性が絶たれることで孤立を深め、自己所属感の喪失

につながると同時に、学業不振からの将来への不安や母への自責の念、これらが不幸にも同時期に起こってしまったことで、当該児童にとっては幾度となく押し寄せる波のように、永遠に続くかもしれない苦悩にさいなまれ、心理的狭窄に至り自死を決意することに至ったと考えられる。

第5　自死後の関係者の対応

1　条例委員会に関する対応状況について

教育委員会の対応の問題点

(1) 合議体たる教育委員会への報告

本件のように、泉南市の公立小学校及び公立中学校に通学していた児童・生徒が中学校在籍期間中に自死し、その背景事情として当該児童が不登校であったことが客観的に明らかな事案については、合議体たる教育委員会に報告されるべきものであり、これを教育委員会事務局にて数か月にわたって合議にかけなかつたことは問題であるというべきである。

そして、関係記録からすれば、教育長及び教育部長は事件発生直後から本件の問題を把握し、かつ、複数回開催された会議にも出席していることが明らかになっており、本件を合議体たる教育委員会で審議することの必要性は認識していたはずである。

この点について、議事が公開される教育委員会に上程することをためらった可能性もあるが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条7項但し書所定の非公開決定など、個人情報に配慮しながら必要な報告を行う手段があるにもかかわらず、それをしなかつたことについては問題があつたと言わざるをえない。

(2) 年次報告書に関する市長報告のキャンセル

教育長は、条例委員会として得た情報を当該保護者に伝えていることが守秘義務違反であり、市長報告についても受けられない旨を記載した公文書を条例委員会宛てに発出し、その結果当初予定していた7月1日の市長に対する年次報告はキャンセルされた。

この点、上記文書には、いかなる秘密を伝えたことが義務違反に該当するか具体的な記載がないうえ、条例委員会が本件に関与するに至つた端緒が保護者

から条例委員会委員への電子メール送信によること、それを受け条例委員会として本件に関与することを決定したあの資料収集は、基本的に保護者からの聞き取りによるものであること、教育委員会が守秘義務違反のひとつとしているのが、警察からの非公式伝聞情報に関する記載があり、それを保護者に提供了という点であるところ、保護者は条例委員会に対して事案の公表を望んでいると意向表明をしていたという事実があることからすると、条例委員会に守秘義務違反はなかったと評価しうる。

また、もし仮に教育委員会が、条例委員会に守秘義務違反があると認定したこと根拠があったとしても（そして守秘義務違反自体は別に問題になるとしでも）、条例委員会の年次報告書それ自体に瑕疵があることと必ずしも結びつくわけではなく、守秘義務違反のみを理由として市長報告をキャンセルしたことに合理的な理由を見いだすことは難しい。

他方、市長には同年6月22日以降にこの問題が報告されていたと考えられること、教育委員会は首長から独立した行政委員会であり、特に教育分野において専門性を有することから、その意見を尊重することに合理性があることからすると、市長が教育委員会の進言を受けて年次報告を受理しなかったことはやむを得なかつた側面が大きいものと考える。

（3）調査報告書の取り扱い

「泉南市子どもの権利に関する条例」第16条4項は、条例委員会は子どもの権利に関する状況を検証して市長に報告することを定めており、6項は、「市及び子ども施設は、本条で定める検証の実施にあたって、条例委員会及び市民モニターの活動に対して積極的に協力し援助するものとします。」と定めている。

したがって、市ないし教育委員会は、本件事案に関する情報をできるだけ提供する必要があり、少なくとも基本調査報告書については条例委員会に提出すべきだったと考えられる。

2 基本調査に関する問題点について

基本調査報告書には複数の重要な事実が記載されていない。例えば、学級満足度・学校生活意欲を測定するQUは学校・学級生活への不適応、不登校、い

じめ被害の可能性の高い子どもを早期に発見することに資するものであり、実際に当該児童についても令和3年5月に実施されているが、その実施の有無及び結果が記載されていない。

また、当該児童の不登校の一因となったと考えられる小学校の方針変更、兄の5年生の授業での出来事、いじめ等の記載がなく、その後の教育委員会や学校の対応状況の記載もない。

これらの事実は基本調査報告書作成時点では学校が把握していたはずであるし、もし把握していなかったとしてもその後の教育委員会とのやりとりを行う中で容易に把握できたはずであって、基本調査報告書の記載内容は不十分であると評価せざるを得ない。

3 自死後における遺族への対応に関する問題点

学校は、当該児童の死去後約半年が経過してから、児童及び保護者に対して当該児童の死亡の事実を公表し、併せて死因が自死であったことを発表した。

これまで述べたとおり、遺族と学校や教育委員会との信頼関係が失われてしまっていた本件において、遺族の意向確認が困難であったことは間違いないものの、遺族が公表を望んでいることをうかがわせる事実は複数みられた。

すなわち、4月7日に校長が母と電話で会話をした際、母は、「何があったか知りたい、第三者委員会を立ち上げてほしい。」旨述べているし、同月28日に指導課長が当該児童の兄と電話で会話をした際、兄が指導課長に対し「当該児童の自死を同級生になぜ伝えていないのか。」と質問をしていること、5月30日には条例委員会会長が教育委員会に架電し、母も自死の公表を望んでいることを伝えていること等からすると、遅くとも学校・教育委員会は5月30日までには遺族が自死の公表を望んでいる可能性を把握していたと評価できる。

とすれば、学校や教育委員会は、遅くとも5月30日頃には、遺族と唯一直接コンタクトがとれていた条例委員会を通じてでも遺族から直接公表の可否について回答を得る方策（条例委員会同席のもとでの面会、電話面談等を含む）を検討できたはずであるが、そのような検討が行われた事実は確認できていない。

そもそも、8月23日に至るまでの間に、学校側から遺族に対して「遺族の承諾がなければ自死の公表はできない。」旨を明確に伝えた事実もないことから、遺族側に学校の意図は十分に伝わっていなかつたと考えられる。

このような状況においては、学校や教育委員会が遺族と十分なコミュニケーションをとることができていたということはできず、学校側は自死の公表に向けて適切な対応を行うことができていなかつたと評価せざるを得ない。

第6 再発防止に向けての提言

1 いじめや自殺防止の学習会の開催

(1) 教員だけでなく、保護者や地域住民を対象とした研修の実施

長期の休み明けに、児童生徒が不登校になったり、自殺したりすることが多いことはすでに知られている。そこで、夏休み期間中に、学校の教職員だけでなく、教育委員会や保護者、地域住民など広く、いじめ予防や自殺防止に関心をもってもらうための学習会を開くことを提案する。

(2) 児童生徒を対象としたいじめの学習の機会

児童生徒向けのいじめ防止講演などを行う必要もある。保護者にも参加を促すことで、家庭においても、自分の子どもがいじめをしないよう指導したり、いじめられたときの気づきに繋がったりする。地域住民の参加が可能であれば、学校や子どもたちの現状への理解にもつながり、地域の多くの目で子どもたちを見守ることが可能となる。

2 本報告書を使った教職員の学習会の開催

今回の教訓を無駄にしないためにも、少なくとも3年に1回程度は、プライバシーに配慮したうえで、本報告書等を使った学習会を開き、教員間で話し合っていただきたい。

報告書の内容については、現場の職員として納得のいかない部分があったとしても、そのことを含めて十分に話し合い、よりよい再発防止策を構築し続けていただきたい。そしてその結果を、参加した教職員の口から、児童生徒にもぜひ伝えていただきたい。

3 教員の不適切な指導があったときの対応基準の作成

(1) 不適切指導に対する対応基準の整備

文部科学省は、平成20年2月8日に「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」を作成している(令和4年8月31日一部改定)。

また、改訂された「生徒指導提要」や子どもの権利の視点から、大阪府教育委員会と相談しながら基準をつくっていただきたい。そして、その際には、公平性の観点からも、ガイドラインにあるような予め決められた人事管理システムの流れに沿って認定されること、処分基準について予め明確にされていることが重要である。

(2) 不適切指導が発生したときの対応マニュアル作成の提言

上記の人事管理システムはあくまで教員の再教育と現場復帰を目的としているが、被害者側への対応についても、いじめ防止対策推進法や基本方針等を参考に、予めマニュアルを作成しておくことを提言する。

4 学校のより良い組織体制の構築に向けて

(1) 教員の生徒指導・教育相談に係る研修のさらなる充実

学校は、こうした事態が発生した際、まず行うべきは「正確な情報収集」であるが、その後に「どう対応すべきか」について考えることが多い。しかし、「どう対応すべきか」を考える前に、被害児童生徒や保護者の「傷つき」に焦点を合わせた「心情の理解」が重要である。学校の至らなかつた部分についての謝罪や被害児童の気持ちに寄り添った声かけをするとともに、被害にあった時の気持ちを十分に聴き寄り添うことで、被害側との温度差も縮まっていく。そして、その後に加害者側への十分な指導、加害側からの謝罪、学級指導等の「対応」が望まれるところである。

今後、このような、心理的側面からのアプローチも含めた児童生徒や保護者への対応のあり方に関する研修を、泉南市のすべての教職員（指導主事等を含む）に行ってもらいたい。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」の点検と周知

「学校いじめ防止基本方針」の策定の意義は、各学校がいじめ問題への実効

性のある具体的な対応策を決定するとともに、策定を通してすべての教職員がいじめ問題への理解をより一層深めるという教職員研修の側面がある。

「絵に描いた餅」にならぬよう、実効性のある取組を行なっていくためにも、毎年「取組状況の把握と検証（P D C A）」を必ず行う必要がある。

（3）情報連携の強化と若手教員の育成に向けたメンターチームの導入

教員は、日々の仕事の中で絶えず話し合い、助け合い、励まし合ってこそ、困難な課題も克服できるものであり、そのような環境においてこそ、教員の学びは促進され成長が見られるものである。情報交換や相談の場の創出のためにも、メンターチームの導入を提言する。若手教員の育成はもちろん、ベテラン教員も含めて学び合い、支え合える泉南市独自のシステムの構築を目指してもらいたい。

（4）学校現場における業務改善に向けた総合教育会議での継続した協議

今後、このような事態が二度と起きることがないよう、教職員はこれまで以上に児童生徒一人一人に丁寧にかかわっていく必要がある。

したがって、「泉南市子どもの権利に関する条例」第10条に則り、今後の総合教育会議において、教職員が余裕をもって勤務できるよう、人員配置も含めた学校業務の改善に向けて協議するとともに、本報告書にて提言した内容が実現できているかについても点検していただきたい。

5 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの活用について

（1）泉南市教育委員会などに、心理職や社会福祉職の配置

本件においても、早い段階での介入や、いくつかのターニングポイントになったと思われる事案の際に、直接的に保護者や本人に心理職や福祉職が関わり寄り添うことができていたならば、学校との関係性の複雑化を未然に防ぎここまで悪化させずに済んだ可能性があると考えられる。

これらを改善していくには、専門領域において、知識や経験が豊かで学校の状況にも詳しい心理職や福祉職を地域の教育委員会や行政に配置し、それぞれの小中学校で起きている問題などに積極的に直接対応する体制が整備することで、問題を悪化させずに改善できる方法を見出し対処できると考える。

(2) スクールロイヤーの活用

教育委員会及び学校とスクールロイヤーがより綿密に連携をとり、事案の適切な対応に当たるためには、泉南市にも専属のスクールロイヤーを設置することが望ましい。

また、問題が複雑化する前の早いタイミングでのスクールロイヤーへの相談の必要性の周知など、その効果的な活用に向けての体制整備が必要である。

6 子どもの権利に関する制度の見直しと実効化

(1) 泉南市子どもの権利に関する条例

同条例は、条例委員会は条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況について定期的に検証し、これを市民に公表するものと定めるのみで（第16条）、委員会の権限についても教育委員会及び市の各機関の義務についても具体的に定めていない。

市に対して何ができる、市がこれによりいかなる義務を負うのか明らかにされていないため、より実効性をもって手続を進めることが難しい状況にある。

(2) 子どもの最善の利益を図るための制度の実効化

市は、「泉南市子どもの権利に関する条例」の目的を実現し、子どもの最善の利益が反映される社会を実現するために、「泉南市子どもの権利に関する条例」を見直し、条例委員会の権限・機能の効率化・実効化を図っていくべきと考える。

すなわち、教育委員会や市の部局からの独立を確保するため、地方自治法の規定に基づく市長の附属機関として設置し、調査や関係機関等に対する意見表明（評価、懸念、勧告、市民への提言）等の権限を整備する必要があると考える。

また、泉南市には、子どもを対象とした相談窓口として6つのものがあるが、それぞれの窓口の相談体制を充実させるとともに、これらの活動をモニタリング・調整していく仕組みを整えることが望ましい。

(3) 子どもの人権救済機関の設置

さらに、いじめや体罰、不適切指導など、子どもの人権を侵害するような事態が生じた場合、あるいは人権侵害のおそれがある場合に、子どもの人権を救

済するための常設の公的第三者機関の設置が必要と考える。

設置する第三者機関の役割は、子どもやその保護者からの相談に対応し、子どもや保護者へのアドバイスにとどまらず、必要に応じて自ら調査し、その結果行政や教育現場で不適当な対応があったと認められる場合には、子どもの意思を尊重しながら、教育委員会・学校・市の各部局と調整を行い、必要に応じて指導し改善を求めるものとなる。

この第三者機関は、学校や教育委員会からの独立を確保するために、市長の附属機関とすることが望ましい。

